

第2章 出産・子育て



人生3大支出のトップバッターの教育資金は、子どもの出生と同時に支出時期がほぼ確定します。子どもの進学期に合わせて、計画的な資金作りが可能となるので、早めに準備をスタートさせるのがコツ。子どもの成長にしたがって、進学コースが変更となった場合でも、対応策を事前に知っておけば安心です。

2. 出産・子育て

Question 6

出産と育児に関する給付金制度について教えてください。

Answer

- ①健康保険からは出産育児一時金、出産手当金が支給されます。
- ②雇用保険から、育児休業中は育児休業基本給付金が支給されます。
- ③その他の手当や特例もあります。

出産後も継続的に働きたい女性が増えている

女性の退職理由の多くに、出産、育児によるものがあります。その一方、出産後も継続的に働きたいと思う女性も多くなってきています。

男女雇用機会均等法により、男女の性差による労働条件に対する法律上の区別はなくなりつつあります。国や企業は妊娠中の女性や出産後の女性に配慮して、その後も継続して働けるよう制度やしくみを検討、実施しています。出産前後のいろいろな給付金や特例もその1つです。

出産育児一時金

出産は病気やケガではないので、出産費用は原則、自己負担になります。そのため、出産にかかった費用の額にかかわらず、協会けんぽ（全国健康保険協会）の健康保険の場合、1児につき35万円が支給されます。（国民健康保険や組合管掌の健康保険の場合は、35万円ではない場合があります。）

※平成21年1月より、産科医療補償制度に加入の医療機関にて出産した場合、プラス3万円の38万円が支給されるようになりました。さらに平成21年10月からは4万円引き上げられ、42万円が支給されます。なお、被扶養者の妻が出産した場合には、夫に家族出産育児一時金として支給されます。

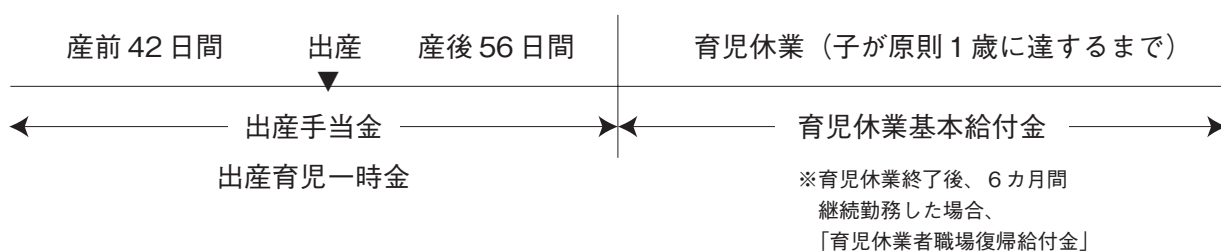
出産手当金は、給与の3分の2

健康保険の本人が出産のため仕事を休み、給与が支給されない場合は、出産手当金が支給されます。支給される期間は出産日（予定日より遅れた場合は予定日）以前42日から、出産の翌日以後、56日までです。支給額は、標準報酬日額（標準報酬月額÷30日）の3分の2です。

育児休業中は雇用保険制度から育児休業基本給付金が支給される

雇用保険に原則として1年以上加入している人が、1歳未満（保育所への入所を希望しているが、入所できない等の場合は1歳6カ月未満）の子を養育するために育児休業をし、給与が一定水準を下回った場合に支給されます。支給額は、休業開始時賃金の30%です。

また、育児休業基本給付金の支給を受けていた人が、育児休業終了後、引き続き6カ月間勤務した場合、育児休業者職場復帰給付金が支給されます。支給額は、休業開始時賃金日額×10%×育児休業基本給付金の支給対象となった期間の日数です。（平成19年3月31日以降に職場復帰し、平成22年3月31日までに育児休業を開始した人の支給率は20%）



その他の制度

児童手当は、12歳になって最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、所得制限があるため、支給されない場合もあります。

児童手当支給額（月額）

3歳未満の児童	一律 10,000円	
3歳以上の児童	第1子	5,000円
	第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

育児休業中の社会保険料は、子が3歳になるまでの間、事業主の申請により免除されます。免除された期間の保険料は、育児休業前の給与で保険料が納付されたものとして扱われます。

また、子が3歳に達するまでは、勤務時間の短縮等で給与が低下しても、将来の年金額が不利にならないよう、育児休業前の給与で保険料が納付されたものとして計算されます。

2. 出産・子育て

Question 7

教育資金作りにはどのような方法がありますか？
また、足りない場合はどうしたらよいですか？

Answer

- ①預貯金や投資信託での積立てを行い、準備を進めます。
- ②不足する場合は、まず奨学金制度を検討します。
- ③国の教育ローンが利用できます。

早い時期に積立てをはじめるのが基本

子どもの成長とともに、学費や学校外教育費がかさむようになります。進学直前になって慌てないよう、地味でも「積立て」でコツコツ資金作りを始めることが肝心です。

まずは、「一般財形貯蓄」を検討しましょう。勤め先が制度を導入していれば、給与天引きで積立てを行うことができます。個人で銀行の積立定期預金や、郵便局（ゆうちょ銀行）の自動積立定期貯金などを利用するのもいいでしょう。それらは安定的に貯められますが、必要時期まで10年以上あるようなら、一部は投資信託や外貨建て商品での積立てを検討してもよいでしょう。

「こども保険」は貯蓄と保障を兼ね備えていますが、保障のためのコストがかかる分、貯蓄性は金融商品での積立てよりも低くなります。よって保障の必要性や、教育費が必要になるまでの期間など全般的に考慮する必要があります。

日本学生支援機構の奨学金制度

予定より学費のかかる学校に進学することになったなど、事前の準備が間に合わない場合は、まず「奨学金制度」が利用できないか検討します。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金が広く利用されています。これは学費を「貸与」する奨学金制度で、卒業後に返済するシステムになっています。無利息の第一種奨学金と有利息（在学中は無利息）の第二種奨学金があり、在学中の学校を通して申込みますが、本人の学力と世帯年収による審査があります。

※一種と二種の併用は可能です。

その他、地方自治体、公益法人、民間団体などのほか、進学先の大学が奨学金制度を設けている場合もあります。中には、返済義務のない「給付」の奨学金制度もあるので、情報を集め利用可能かどうかチェックしましょう。

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」

奨学金制度が利用できない場合は、日本政策金融公庫が取り扱う「国の教育ローン」を検討します。保護者または本人が借りられますが、給与所得者で世帯収入が790万円以内、事業所得者で世帯所得が590万円以内（子ども1人の場合）など、子どもの人数によって世帯収入の条件が異なります。学生・生徒一人につき300万円まで融資が受けられ、返済期間は在学期間を含め原則15年以内、固定金利となっています。

郵便局の教育積立貯金を行っていた人は、一般貸付とは別枠で積立額の範囲内（最高200万円まで）の「郵貯貸付」が受けられます。収入による条件はありません。なお、「教育積立貯金」は平成19年9月末で新規の取扱いが終了しています。

また、厚生年金又は国民年金の被保険者期間が10年以上ある場合に受けられた「年金教育貸付」は、平成20年4月から新規の利用ができなくなっています。

〈参考〉

財形貯蓄を行っている場合、独立行政法人雇用・能力開発機構の「財形教育融資」が受けられます。融資額は積立残高の5倍以内、10万円以上450万円まで。返済期間は原則10年以内で、固定金利です。



若年者が使える国民年金の猶予制度、特例制度

国民年金は、20歳から強制加入となっています。以前は、低所得の若年者で一定所得のある親と同居している場合は保険料免除の対象とならず、その間の未納が将来の低年金、無年金の要因となっていました。

現在では、20歳以上の学生や、一定所得のある親と同居している低所得の20歳代の人でも、本人の収入によっては保険料の支払いを猶予してくれる制度があります。

20歳以上の学生の場合は「学生納付特例制度」、20歳代で一定の所得以下の人は「若年者納付猶予制度」といいます。

若年者にとって老後の年金は、遠い先のものであって、現実的なものとして受け取れないかもしれません。しかし、公的年金は高齢になった時だけでなく、事故や病気で障害を負った時や（障害給付）自分が亡くなった場合に家族のために支給（遺族給付）されます。障害年金、遺族年金を受け取るためには、初診日や死亡日の前日までの一定期間、年金保険料を納付していなければなりません。猶予制度や特例制度を申請していれば、猶予期間中や特例制度を利用しているときに障害になったり死亡した場合でも、障害基礎年金、遺族基礎年金は支給されます。

また、猶予期間中の保険料は、10年以内であれば「追納」といってあとから支払うこともできます。追納すれば老齢基礎年金額が増えますが「追納」できなくても、猶予や特例を申請した期間については、老後の年金をもらうために必要な受給資格期間に算入されます。

若年者の保険料納付猶予制度は、平成27年6月までの時限措置として導入されています。該当する人は、障害・死亡といったリスクに備えるためにも利用したいものです。

